

(仮称) 三位一体改革推進法要綱試案

平成17年 1月

神 奈 川 県

提 案 に あ た っ て

平成13年6月の地方分権推進委員会最終報告では、「次の段階の改革の焦点は、地方税財源の充実確保方策とこれを実現するために必要な関連諸方策である」とされたところですが、残念ながら、現在、進められている三位一体改革は、「単なる数字あわせに終始したものであり、重要な部分が先送りされているなど、我々全国知事会が主張してきたものとかげ離れた、甚だ不十分なものと断じざるを得ない。(平成16年12月14日・全国知事会の決議)」といった内容にとどまっています。

こうした事態を招いている背景のひとつとしては、三位一体改革論議の大前提となるべき分野ごとの国の責務の範囲などについて見解が一致しないまま、改革が進められていることが考えられます。今後、真に三位一体改革を推進するためには、「第二次・地方分権推進法」といった枠組みを作った上で、行政分野ごと・事業ごとの国と地方の役割分担を抜本的に見直し、これに応じた形で国と地方を通じる税財政制度の改革を進めるという方法が考えられます。

一方、現実問題としては、三位一体改革は、既に、順次、具体的に政府予算等に反映されつつあります。上記の抜本的な見直しと平行して、又は、その前段として、現在進められている三位一体改革を地方分権の理念にのっとり、着実に推進することが喫緊の課題です。また、そもそも、国と地方の税財源配分が仕事量に見合ったものになっていないことが、地方分権推進の上で、大きな障害になっているという根幹の問題があります。三位一体の改革を一期、二期と進め、改革全体の中で、この根本の問題がどこまで是正されるのかが、まさに、地方分権実現の成否を分けることになると思われます。私は、これらの解決のためには、安定的・継続的な体制を整備し、きちんと改革を進めることが重要だと考えております。

そこで、このたびの三位一体改革を、地方分権推進のための地方税財源の充実確保のための改革として確実に軌道に乗せ、後戻りしないようにするための方策の一つとして、「(仮称)三位一体改革推進法」を時限立法として制定し、期間を定めて集中して改革することが必要だと考えます。かつて、「地方分権推進法」が制定され、これに基づく取組の成果として「地方分権一括法」が制定されたように、立法により、三位一体改革の理念や推進の決意、国と地方の責務が国民の前に明らかになります。また、国と地方の協議の場、推進計画、第三者委員会などの必要な推進体制についても法的根拠を与えることができます。

以上から、今後、こうした法律の制定に向けて、全国知事会の総意として早急に法案の骨子をまとめ、国等に具体的に要請することが必要であると考えております。そこで、その検討素材として、とり急ぎ要綱試案を作成し、全国知事会あてに提案させていただきますので、よろしくお取りはからい願います。

平成17年 1月

神奈川県知事 松沢 成文

(仮称) 三位一体改革推進法要綱試案

第1 基本方針

1 法律の目的

この法律は、三位一体改革（税源移譲を含む税源配分の見直し、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を総合的に一体として実施することをいう。）の推進が、地方分権の推進にとって緊要であることにかんがみ、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、三位一体改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、三位一体改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 三位一体改革の基本理念

三位一体改革にあたっては、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることにより、受益と負担の関係を明確化し、地方公共団体が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大することを基本理念とする。

3 国及び地方公共団体の責務

- (1) 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るため、2に定める基本理念にのっとり、すみやかに三位一体改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- (2) 地方公共団体は、国の三位一体改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。
- (3) 国及び地方公共団体は、三位一体改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第2 三位一体改革推進計画の策定等

1 三位一体改革推進計画の策定

- (1) 政府は、三位一体改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2に定める基本理念にのっとり、すみやかに三位一体改革推進計画を作成しなければならない。
- (2) 三位一体改革推進計画は、五箇年計画及び年度ごとの年次計画とし、目指すべき三位一体改革の全体像のほか、改革の規模、手法及び時期、経過措置その他講ずべき法制上又は財政上の措置について定める。

2 計画の実施

政府は、三位一体改革推進計画の忠実な履行に務めなければならない。また、三位一体改革推進計画の進捗状況及び翌年度の年次計画を毎年度公表しなければならない。

3 三位一体改革推進計画の作成等

政府は、三位一体改革推進計画を作成、変更、廃止しようとする場合は、三位一体改革推進協議会の合意を得るとともに、三位一体改革推進委員会の意見を聞かなければならない。また、計画を作成、変更、廃止したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3 三位一体改革推進協議会の設置

1 設置

三位一体改革の推進に関する国と地方六団体との協議を継続的に行うため、三位一体改革推進協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

2 所掌事務等

協議会は、三位一体改革の推進全般について協議し、その内容を公表しなければならない。

3 構成等

協議会は、地方六団体それぞれの代表及び内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び経済財政政策担当大臣その他により組織する。

第4 三位一体改革推進委員会の設置

1 設置

三位一体改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 所掌事務

- (1) 委員会は、地方分権推進のための地方税財源の充実確保方策及びそれらの前提となる国と地方の役割分担のあり方などについて調査審議し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。
- (2) 委員会は、前項の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣に勧告することができる。
- (3) 内閣総理大臣は前項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 構成等

委員会は、地方自治について優れた識見を有する者十人以内をもって組織し、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

第5 附則

この法律は、政令で定める日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

※ 三位一体改革という用語は、別途検討